

付属資料

「いしかわ男女共同参画プラン 2026」の施策の方向と担当課一覧

取組1 社会や組織の方針立案・決定過程への女性参画の推進

施策の方向と概要	具体的施策	担当課
(1) あらゆる分野における女性参画・登用の拡大		
①行政分野における女性の参画・登用の拡大	審議会等委員への女性の参画推進	全部局
	女性の審議会等参画促進、管理・監督職員任用等に向けた市町への働きかけ	女性活躍・県民協働課
	市町の現状調査及び情報の提供	女性活躍・県民協働課
	県の管理・監督職員への女性の積極的任用	人事・組織経営課
	県の女性職員の職域拡大及び能力開発・キャリア支援	人事・組織経営課
	「女性が職場を考える検討委員会」による良好な職場環境の実現	警務課（警察本部）
②企業・団体等における役員・管理職等への女性登用の促進	女性の活躍推進に取り組む企業等の認定による促進	女性活躍・県民協働課
	企業等における女性の活躍推進に向けた意識改革のための講座の実施	女性活躍・県民協働課
	（公財）いしかわ女性基金による研修講座・交流促進事業の実施	女性活躍・県民協働課
	女性の活躍推進に取り組む企業等への助言等による支援の実施	女性活躍・県民協働課
	企業や各種団体等における女性の参画状況に関する情報の収集・提供と協力依頼	女性活躍・県民協働課 関係各課
	セミナー、広報誌・啓発冊子による広報・啓発	労働企画課
③女性の社会的、政治的問題に関する取組への支援	女性県政会議の開催、女性県政学習バス事業の実施	女性活躍・県民協働課
	政治分野への女性の参画に関する情報の収集・提供	女性活躍・県民協働課
(2) あらゆる分野での女性の挑戦を促す社会的気運づくり		
①女性の挑戦を歓迎する社会的気運の醸成	（公財）いしかわ女性基金による「いしかわ女性のチャレンジ賞」表彰の実施	女性活躍・県民協働課
	（公財）いしかわ女性基金による情報収集・提供、研修講座、交流促進事業の実施	女性活躍・県民協働課
	（公財）いしかわ女性基金による「女性人材バンク」の充実	女性活躍・県民協働課
	多様な主体による女性の活躍に向けた連携体制づくり	女性活躍・県民協働課
	広報誌等による広報・啓発	女性活躍・県民協働課
②理工系分野を選択する女性の拡大に向けた意識啓発	男女のいずれかが少ない分野への進路選択の促進を含む啓発事業の実施	女性活躍・県民協働課
	高校生等を対象とした職業講話、大学生等を対象とした県内企業との交流会などを実施	労働企画課

取組2 多様な生き方やライフステージに応じた柔軟な働き方の推進

施策の方向と概要	具体的施策	担当課
(1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保		
①男女の均等な雇用機会と待遇の確保に関する法や制度の周知	女性の活躍推進に取り組む企業等の認定による促進	女性活躍・県民協働課
	女性の活躍推進に取り組む企業等への助言等による支援の実施	女性活躍・県民協働課
	セミナー、広報誌による関係制度の周知・啓発	女性活躍・県民協働課 労働企画課
	労働基準法及び男女雇用機会均等法の妊娠・出産後の健康管理に関する規定の周知・啓発	女性活躍・県民協働課 労働企画課
	パートタイム・有期雇用労働法、労働者派遣法、労働基準法の周知徹底	労働企画課
	職業能力開発プラザにおける相談事業の実施	労働企画課
②職場・取引関係・就職活動における各種ハラスメントの防止	女性の活躍推進に取り組む企業等の認定による促進	女性活躍・県民協働課
	広報誌・啓発冊子による普及・啓発	女性活躍・県民協働課 労働企画課 関係各課
	職業能力開発プラザにおける相談事業の実施	労働企画課
	カスタマーハラスメント防止に向けた取組の推進	労働企画課 関係各課
(2) 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進		
①長時間労働の削減等ワークライフバランスの取組促進	女性の活躍推進に取り組む企業等の認定による促進	女性活躍・県民協働課
	セミナー、広報誌による関係制度の周知・啓発	女性活躍・県民協働課 労働企画課
	県職員のフレックスタイム制度の導入検討、フレキシブルワークの推進等による多様で柔軟な働き方の推進	人事・組織経営課
	県職員の育児休業制度の周知及び取得しやすい職場の雰囲気づくりの推進	人事・組織経営課
	県の男性職員の育児休業等の取得促進に向けた取組の実施	人事・組織経営課
	育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援	人事・組織経営課
	「次世代育成支援対策推進法」及び「いしかわ子ども総合条例」に基づく一般事業主行動計画の策定の支援	子ども政策課
	企業等におけるワークライフバランスの取組の支援	子ども政策課
	企業等における男性の子育て参画促進に向けた取組の推進	子ども政策課
	「労働条件等実態調査」の実施	子ども政策課
②県民のワークライフバランス実現に向けた普及啓発・取組支援	家事アウトソーシングの普及啓発	女性活躍・県民協働課
	若者のライフプラン教育の充実	子ども政策課
	「県民育児の日」の普及啓発	子ども政策課
	男性の子育てへの参画に向けた意識啓発	子ども政策課
	育児休業からの復帰とその後の就業継続の支援	子ども政策課

取組２ 多様な生き方やライフステージに応じた柔軟な働き方の推進

施策の方向と概要	具体的施策	担当課
(3) 多様な生き方・働き方を可能とする支援と就業環境の整備		
①デジタル技術を活かしたフレキシブルワークの普及	県職員がフレキシブルワークを行いやすいような環境整備	県庁デジタル推進課 関係各課
②雇用によらない働き方の推進と女性起業家への支援	起業に関する情報提供	産業政策課 経営支援課
	商工会議所、商工会女性部活動に対する支援、助成	経営支援課
	創業者支援融資による支援	経営支援課
	セミナーの実施、職業能力開発プラザでの相談事業の実施、広報誌による啓発	労働企画課
③女性の再就職の支援と職業能力開発	商工会議所、商工会女性部活動に対する支援、助成	経営支援課
	「女性ジョブサポート石川」による女性の再就職支援事業の実施	労働企画課
	訓練生の募集促進	労働企画課
	離職者等高度人材養成推進事業の実施	労働企画課
	女性ジョブサポート石川による情報提供及び相談の実施	労働企画課
(4) 子育て・介護等における女性の負担の是正		
①子育て・介護を行う労働者の就労継続の支援	ファミリー・サポート・センター事業の実施	子育て支援課
	セミナー、広報誌による関係制度の周知・啓発	労働企画課
②幼児教育・保育サービスと相談支援体制等の充実	放課後児童クラブの充実	子ども政策課
	延長保育、夜間保育、休日保育の実施	子育て支援課
	病児・病後児保育などの保育サービスの充実	子育て支援課
	障害児の受け入れ体制の充実	子育て支援課
	一時預かりやショートステイなどのサービスの提供	子育て支援課
	ファミリー・サポート・センター事業の実施	子育て支援課
	保育士確保対策の推進	子育て支援課
	研修の実施による人材の資質向上	子育て支援課
	マイ保育園登録制度の普及	子育て支援課
	子育て支援コーディネーター・子育て支援総合アドバイザーの養成・配置	子育て支援課
	在宅育児家庭の通園支援（こども誰でも通園制度）の実施	子育て支援課
	地域子育て支援拠点における相談支援の実施	子育て支援課
	子育てに関する情報提供・相談支援体制の充実	子育て支援課
	放課後子ども教室の取組への支援	生涯学習課（教育委員会）
	家庭教育電話相談の実施	生涯学習課（教育委員会）

取組２ 多様な生き方やライフステージに応じた柔軟な働き方の推進

施策の方向と概要	具体的施策	担当課
(4) 子育て・介護等における女性の負担の是正		
③子育て支援のネットワークづくりと 気運の醸成	公的建築物のバリアフリー化の推進	厚生政策課 建築住宅課
	子育てサークルや母親・父親クラブ等の地域活動の支援	子ども政策課
	企業等の協力による子育て支援事業の実施	子ども政策課
	子育て支援における祖父母世代の力の活用の推進	子ども政策課
	「子育て支援メッセいしかわ」の開催を通じた子育て支援の気運の醸成	子ども政策課
	「赤ちゃんの駅」の登録・普及の推進	子ども政策課
	認定こども園・保育所・幼稚園の連携強化	子育て支援課
	「マタニティマーク」の普及啓発による妊婦に優しい環境づくりの推進	子育て支援課
	授乳室で搾乳できる旨の表示をする取組の推進	子育て支援課
④介護支援策の充実	就業者の参入・定着促進対策による人材確保	厚生政策課
	研修の強化による人材の資質向上	厚生政策課
	地域見守りネットワークの推進	長寿社会課
	身近な相談窓口の整備充実	長寿社会課
	地域密着型サービスなど在宅生活を支える介護サービスの拡充	長寿社会課
	介護保険施設等の計画的な整備及び個室ユニット化の推進	長寿社会課
	在宅医療・介護連携体制整備の推進に向けたコーディネーター等に対する研修会の開催	長寿社会課
	在宅医療・介護連携体制整備の推進に向けた広域的な連携の場の提供	地域医療政策課

取組3 地域社会における男女共同参画の推進

施策の方向と概要	具体的施策	担当課
(1) 地域社会における女性の参画の促進		
①男女共同参画推進に向けた社会的気運の醸成	男女共同参画の推進に資する活動に対する表彰の実施	女性活躍・県民協働課
②女性団体の活動支援と女性地域活動指導者の資質の向上	石川県男女平等推進協議会等の活動支援	女性活躍・県民協働課
	(公財) いしかわ女性基金による研修講座・交流促進事業の実施、活動支援事業の充実	女性活躍・県民協働課
	男女共同参画社会の形成に資する研修会や交流会等の開催支援	女性活躍・県民協働課 生涯学習課（教育委員会）
③男女共同参画の推進員及び応援団による啓発活動の推進	男女共同参画推進員等による地域における普及活動の推進	女性活躍・県民協働課
	男女共同参画推進員等に対する研修、各種情報、普及啓発資料の提供等による活動の支援	女性活躍・県民協働課
④町内会やボランティア活動における男女共同参画	(公財) いしかわ女性基金による研修講座事業の実施	女性活躍・県民協働課
	ボランティアの養成・活動支援及び情報収集・提供等	女性活躍・県民協働課 関係各課
	NPO活動の普及啓発及び活動支援・人材の養成等	女性活躍・県民協働課 関係各課
	「心の教育」の推進	生涯学習課（教育委員会）
	石川県婦人団体協議会の活動支援	生涯学習課（教育委員会）
	公民館等の社会教育施設における学習機会の提供	生涯学習課（教育委員会）
(2) 農山漁村における女性の経営参画		
①農林漁業の分野における女性の参画拡大	農業委員会、農業協同組合等の意思決定の場への女性登用に向けた取組の促進	農業経営戦略課
	森林総合監理士（フォレスター）の育成	森林管理課
	水産業関係行政委員会、漁業協同組合等の意思決定の場への女性登用に向けた取組の促進	水産課
②職業人としての能力向上による女性の経営参画の促進	家族経営協定の必要性を啓発し、締結を促進	農業経営戦略課
	起業活動の支援や、新商品開発や販売手法の習得の支援	農業経営戦略課
③女性の活動に関する情報発信等	農林漁業まつりや表彰事業を通じた情報の発信	農業経営戦略課 森林管理課 水産課
	女性農業者等の交流の促進	農業経営戦略課

取組 4 暴力や困難のない、誰もが安心して暮らせる環境づくり

施策の方向と概要	具体的施策	担当課
(1) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶に向けた対策と被害者支援の推進		
①ジェンダーに基づく暴力根絶に向けた意識啓発	子ども・保護者向け「性暴力被害 相談啓発リーフレット」の作成・配布	女性活躍・県民協働課
	各種広報誌やイベント等を活用した啓発活動の実施及び「人権週間」や「パープルリボンキャンペーン」、「若年層の性暴力被害予防月間」などの多様な機会を通じた広報啓発活動の実施	女性活躍・県民協働課 総務課 関係各課
	学校等への性暴力被害に関する出前講座の実施	女性活躍・県民協働課
	インターネットの適切な利用に関する人権啓発	総務課
	青少年のインターネットの適正利用の推進	子ども政策課 学校指導課（教育委員会） 生涯学習課（教育委員会） 人身安全・少年保護対策課（警察本部）
	有害図書等の指定及び販売等の制限	子ども政策課
	有害図書の点検活動	子ども政策課 人身安全・少年保護対策課（警察本部）
	人権尊重の視点に立った男女平等教育の推進	学校指導課（教育委員会）
	子ども・女性を対象とした地域安全情報の提供、防犯指導の実施	生活安全企画課（警察本部）
	性犯罪等の未然防止活動の推進	生活安全企画課（警察本部） 人身安全・少年保護対策課（警察本部）
	インターネットを利用した犯罪の防止と被害防止対策の推進	サイバー犯罪対策課（警察本部）
②性犯罪・性暴力被害者の支援	いしかわ性暴力被害者支援センターによるワンストップ支援の実施	女性活躍・県民協働課
	ジェンダーに基づく暴力関係相談機関の連携強化による相談実績の把握	女性活躍・県民協働課 関係各課
	被害者に接する機関等の合同研究会の開催等連携強化	女性活躍・県民協働課 県民支援相談課（警察本部） 捜査第一課（警察本部）
	被害者の経済的負担軽減を図る公費負担制度の実施	女性活躍・県民協働課 県民支援相談課（警察本部）
	各種広報誌やイベント等を活用した性犯罪・性暴力に関する相談窓口の周知	女性活躍・県民協働課 県民支援相談課（警察本部）
	犯罪被害者等支援の重要性について理解を深める取組の推進	生活安全課
	犯罪被害者等支援の充実	生活安全課
	犯罪被害者等支援コーディネーターの設置	生活安全課
	被害少年カウンセリングアドバイザー（心理専門家）による職員への指導・助言	人身安全・少年保護対策課（警察本部）
	捜査過程における二次被害等の防止	県民支援相談課（警察本部） 捜査第一課（警察本部）
	被害者の心情に配慮した適切な支援活動の実践	県民支援相談課（警察本部）
	「石川被害者等支援連絡協議会」における相互連携	県民支援相談課（警察本部） 関係各課

取組 4 暴力や困難のない、誰もが安心して暮らせる環境づくり

施策の方向と概要	具体的施策	担当課
(1) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶に向けた対策と被害者支援の推進		
③配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進	女性相談支援センターにおける被害相談・一時保護体制の充実	女性活躍・県民協働課
	各種広報誌やチラシ等を活用した女性相談支援センター等の相談窓口の周知	女性活躍・県民協働課
	市町の被害者支援体制整備に向けた情報提供	女性活躍・県民協働課
	住宅の確保への支援	女性活躍・県民協働課 建築住宅課
	ジェンダーに基づく暴力関係相談機関の連携強化による相談実績の把握	女性活躍・県民協働課 関係各課
	被害者に接する機関等の合同研究会の開催等連携強化	女性活躍・県民協働課 県民支援相談課（警察本部） 捜査第一課（警察本部）
	警察、児童相談所等関係機関との連携、協力	女性活躍・県民協働課 人身安全・少年保護対策課（警察本部） 関係各課
	「石川被害者等支援連絡協議会」における相互連携	県民支援相談課（警察本部） 関係各課
④ストーカー事案、セクシュアルハラスメント、売買春等への対策の推進	教育や各種の広報による女性の人権尊重の意識啓発	女性活躍・県民協働課 関係各課
	相談・保護体制の整備	女性活躍・県民協働課 子育て支援課 関係各課
	法律の周知を図るための積極的な広報・啓発	女性活躍・県民協働課 子育て支援課 関係各課
	セミナー、広報誌・啓発冊子による普及・啓発	女性活躍・県民協働課 労働企画課 関係各課
	職業能力開発プラザにおける相談事業の実施	労働企画課
	教職員研修等による周知啓発	教職員課（教育委員会） 教育政策課（教育委員会）
	行為者に対する多角的法令の活用及び精神科医との連携	人身安全・少年保護対策課（警察本部）
	関係法令に基づく適切な援助等の実施	人身安全・少年保護対策課（警察本部）
	被害少年へのカウンセリング及び非行少年への立ち直り支援	人身安全・少年保護対策課（警察本部）
	関係機関・団体が一体となった被害者支援の実施	人身安全・少年保護対策課（警察本部） 関係各課
	風俗環境浄化対策の推進	生活安全企画課（警察本部） 生活安全捜査課（警察本部）
⑤相談等をしやすい体制と切れ目ない被害者支援の充実	相談員・医療機関・教員等を対象とした研修の実施	女性活躍・県民協働課
	被害者を総合的・継続的にサポートできるシステムの整備	女性活躍・県民協働課 県民支援相談課（警察本部） 関係各課
	犯罪被害者等支援の充実	生活安全課
	犯罪被害者等支援の重要性について理解を深める取組の推進	生活安全課
	犯罪被害者等支援コーディネーターの設置	生活安全課
	被害少年カウンセリングアドバイザー（心理専門家）による職員への指導・助言	人身安全・少年保護対策課（警察本部）
	捜査過程における二次被害等の防止	県民支援相談課（警察本部） 捜査第一課（警察本部）
	被害者の心情に配慮した適切な支援活動の実践	県民支援相談課（警察本部）

取組 4 暴力や困難のない、誰もが安心して暮らせる環境づくり

施策の方向と概要	具体的施策	担当課
(2) 困難に直面する女性・子育て家庭等への支援		
①困難に直面する女性への支援	女性相談支援センター（県社会福祉会館）の建替整備	女性活躍・県民協働課
	相談員を対象とした研修の実施	女性活躍・県民協働課
	女性が気軽に立ち寄れる場の提供	女性活躍・県民協働課
	女性相談支援センターにおける支援（心理的ケア、法律相談による支援、一時保護等）	女性活躍・県民協働課
	民間団体等・関係団体等との協働による支援	女性活躍・県民協働課
②ひとり親家庭の自立支援と生活環境の整備	母子・父子福祉センターの運営	子育て支援課
	就業相談から情報提供までの一貫した就業支援	子育て支援課
	就業に必要な技能や資格を取得するための給付金・貸付制度	子育て支援課
	就業支援員の配置	子育て支援課
	児童扶養手当の支給	子育て支援課
	母子父子寡婦福祉資金の貸付	子育て支援課
	ひとり親家庭等医療費の助成	子育て支援課
	ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料の助成	子育て支援課
	ひとり親家庭への家庭生活支援員・学習支援事業の実施	子育て支援課
	交通災害等遺児に対する支援	子育て支援課
	母子父子自立支援員による相談の実施	子育て支援課
③経済的困難を抱える子育て家庭への支援	母子・父子福祉センターにおける一般／特別相談・養育費や親子交流に係る取り決めの相談支援の実施	子育て支援課
	生活困窮世帯の子どもに対する学習支援の実施	厚生政策課
④ヤングケアラーへの支援体制の整備	就学支援金制度、奨学のための給付金制度、奨学金制度の実施	教育政策課（教育委員会）
	ヤングケアラーの周知啓発	子育て支援課
	ヤングケアラーとその保護者への支援体制の整備	子育て支援課
	市町におけるヤングケアラー支援のサポート	子育て支援課

取組 4 暴力や困難のない、誰もが安心して暮らせる環境づくり

施策の方向と概要	具体的施策	担当課
(3) 高齢者、障害のある人、外国人等が暮らしやすい生活環境の確保		
①高齢者の就業・社会参画の促進と地域社会における支え合いの推進等	NPO活動・ボランティア活動の普及啓発	女性活躍・県民協働課 厚生政策課
	ボランティアコーディネーターの養成	厚生政策課
	就業者の参入・定着促進対策による人材確保	厚生政策課
	研修の強化による人材の資質向上	厚生政策課
	老人クラブ会員相互の交流促進の支援	長寿社会課
	社会貢献している老人クラブの顕彰と活動事例集の作成	長寿社会課
	老人クラブによる高齢者福祉ボランティア活動の推進	長寿社会課
	老人クラブが行う地域における仲間づくりの推進	長寿社会課
	地域見守りネットワークの推進	長寿社会課
	身近な相談窓口の整備充実	長寿社会課
	地域密着型サービスなど在宅生活を支える介護サービスの拡充	長寿社会課
	介護保険施設等の計画的な整備及び個室ユニット化の推進	長寿社会課
	在宅医療・介護連携体制整備の推進に向けたコーディネーター等に対する研修会の開催	長寿社会課
	在宅医療・介護連携体制整備の推進に向けた広域的な連携の場の提供	地域医療政策課
	高齢者雇用促進のための啓発及び各種支援制度の周知	労働企画課
	(公社) 石川県シルバー人材センター連合会と連携したシルバー人材センター事業の実施	労働企画課
	高齢者向け住宅の整備充実	建築住宅課
	県民大学校の充実等学習機会の提供	生涯学習課（教育委員会）
②障害のある人の自立支援と生活環境の整備	身体に障害のある人のための県政学習バスの運行	女性活躍・県民協働課
	障害に対する理解の促進	障害保健福祉課
	障害のある人の働く場の確保と生活の安定	障害保健福祉課
	障害福祉サービス等の充実	障害保健福祉課
	情報バリアフリーと意思疎通支援の充実	障害保健福祉課
	障害者職場実習、職場適応訓練制度の実施	労働企画課
	心身障害者就業資金貸付金制度の実施	労働企画課
	障害のある人の生涯学習参画の推進	生涯学習課（教育委員会）

取組 4 暴力や困難のない、誰もが安心して暮らせる環境づくり

施策の方向と概要	具体的施策	担当課
(3) 高齢者、障害のある人、外国人等が暮らしやすい生活環境の確保		
③外国人が共生できる生活環境の整備	ジェンダーに基づく暴力の相談機関における関係機関と連携した多言語対応	女性活躍・県民協働課
	外国人の人権に関するセミナー等の実施	総務課
	外国人住民のための生活・法律相談の実施	国際交流課
	国際理解講座・やさしい日本語教室の開催	国際交流課
	地域における日本語教育の推進（日本語教室の実施、日本語指導ボランティア養成講座の実施等）	国際交流課
	通訳・翻訳ボランティアの募集・登録	国際交流課
	防災ガイドブックの周知、災害時外国人サポーターなどの外国人支援ボランティアの育成、外国人住民向け防災講座の実施	国際交流課
	日本人住民・外国人住民が参加する交流イベントの開催	国際交流課
	外国語が通じる医療機関の情報提供	医療支援課
	外国出身の母親への相談指導のための通訳派遣	子育て支援課
	外国人や子育て世帯等の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録促進	建築住宅課
	ポリスヘルプラインによる外国人犯罪被害相談の実施	組織犯罪対策課（警察本部）
	外国語による運転免許学科試験の実施（20言語対応）	運転免許課（警察本部）
④すべての人に配慮した社会づくりの推進	性的マイノリティに関する県民への周知・啓発	女性活躍・県民協働課 総務課
	性的マイノリティに関する正しい認識の取得を目的とした公務員や教員に対する研修の実施	女性活躍・県民協働課 総務課 教育政策課（教育委員会）
	バリアフリーの社会づくりに関する県民への普及・啓発	厚生政策課 関係各課
	民間・公共施設等のバリアフリー化の推進	厚生政策課 関係各課
	福祉用具の開発・普及	厚生政策課

取組5 生涯を通じた健康づくりの支援

施策の方向と概要	具体的施策	担当課
(1) 健康づくりの支援		
①生涯を通じた健康づくりの支援	フェムテックに関する情報の収集	女性活躍・県民協働課 産業政策課
	「いしかわスポーツマイレージ」アプリ活用などによる運動習慣の定着のための啓発	スポーツ振興課
	女性競技者の特有の課題についての啓発の推進	スポーツ振興課
	自殺防止に関する取組の推進	障害保健福祉課
	女性医師の勤務環境の改善	地域医療政策課
	正しい食生活の普及啓発による食生活改善の支援	健康推進課
	各種健康診査の精度向上	健康推進課
	プレコンセプションケアの取組の推進	子育て支援課
②子宮がん、乳がん、骨粗しょう症等の予防対策の推進	女子生徒特有の悩みに関する相談環境整備	保健体育課（教育委員会）
	がん検診の受診率向上のための普及啓発	健康推進課
	子宮がん、乳がん検診の広域的な実施体制の整備	健康推進課
	カルシウムアップなどの食生活改善の普及啓発	健康推進課
③性や性感染症に関する適切な教育・啓発・相談の推進	がん教育に関する指導の推進	保健体育課（教育委員会）
	女性相談支援センターにおける支援	女性活躍・県民協働課
	HIVとエイズ、梅毒をはじめとする性感染症の予防と相談検査体制の整備	健康推進課
	HIVとエイズ、梅毒をはじめとする性感染症についての正しい知識の普及のための講演会等の実施	健康推進課
	学校教育活動全体を通じた性に関する指導の充実	保健体育課（教育委員会）
④低体重（やせ過ぎ）・肥満、喫煙・飲酒等の影響対策の推進	学校における性感染症に関する教育の充実	保健体育課（教育委員会）
	喫煙・飲酒が及ぼす影響についての広報・啓発	健康推進課 障害保健福祉課
	薬物乱用防止推進のための街頭キャンペーンの実施や情報メディアを活用した啓発の推進	薬事衛生課
	薬物依存者の社会復帰を図るための薬物相談窓口の設置	薬事衛生課
	産科医療機関と連携した妊娠初期からの継続した保健指導や支援の充実	子育て支援課
	喫煙・飲酒の影響対策推進のための児童生徒への指導	学校指導課（教育委員会） 保健体育課（教育委員会）
	薬物乱用防止推進のための学校における教育の推進	保健体育課（教育委員会） 人身安全・少年保護対策課（警察本部） 組織犯罪対策課（警察本部）

取組5 生涯を通じた健康づくりの支援

施策の方向と概要	具体的施策	担当課
(2) 妊娠・出産等に関する女性の健康支援		
①妊娠から出産・子育てに至る一貫した母子保健対策の充実	妊娠初期からの一貫した健康管理の推進	子育て支援課
	妊娠相談ダイヤルを設置し、妊娠に悩む女性を支援	子育て支援課
	プレコンセプションケアに関する相談窓口の設置	子育て支援課
	若年、未婚、多胎等妊娠出産育児に困難を抱える家庭等への支援	子育て支援課
	不妊相談と不妊治療費の助成	子育て支援課
②周産期・小児医療体制の充実	周産期医療体制の充実・強化（総合母子医療センター）	地域医療政策課
	産科・小児科医等の確保に向けた取組の実施	地域医療政策課
	小児救急電話相談の実施	地域医療政策課
	「こどもの救急ガイドブック」による子どもの急病時の対処法や適正受診についての普及啓発	地域医療政策課

取組6 災害の教訓を生かした男女共同参画の視点の反映

施策の方向と概要	具体的施策	担当課
(1) 平常時・非常時双方における男女共同参画の視点の反映		
①防災に関する女性の参画拡大	(公財) いしかわ女性基金による研修講座事業の実施	女性活躍・県民協働課
	女性防災士等の育成のための研修開催及び受講支援	危機管理政策課
	防災に関する政策・方針決定の場合への女性登用にに向けた具体的な取組の促進	危機管理政策課
②平常時からの男女共同参画の視点の反映	(公財) いしかわ女性基金による研修講座事業の実施	女性活躍・県民協働課
	市町地域防災計画や避難所運営マニュアル等の整備促進・防災体制の充実	危機管理政策課
	女性防災士等の育成のための研修開催及び受講支援	危機管理政策課
	防災に関する政策・方針決定の場合への女性登用にに向けた具体的な取組の促進	危機管理政策課
③様々な不安・悩みを抱える女性被災者を支援する体制強化	SNSを活用した女性被災者の相談支援や気軽に立ち寄れる場の提供	女性活躍・県民協働課
	災害時における男女共同参画の視点の必要性の啓発	女性活躍・県民協働課 危機管理政策課
	災害時の避難所運営における女性等への暴力の防止のための働きかけや各種相談窓口の周知	女性活躍・県民協働課 県民支援相談課（警察本部） 人身安全・少年保護対策課（警察本部）
	「石川こころのケアセンター」による被災者や支援者の不安や悩み事に対する相談支援の実施	障害保健福祉課
	相談業務の充実、防犯指導・広報、避難所及びその周辺の警戒	県民支援相談課（警察本部） 生活安全企画課（警察本部）
(2) 男女共同参画の視点を活かした創造的復興の取組の推進		
①男女共同参画の視点を活かした創造的復興の取組の推進	男女共同参画の視点を活かした取組事例の共有	女性活躍・県民協働課
	(公財) いしかわ女性基金による研修講座事業の実施	女性活躍・県民協働課
②NPO等との連携及びその活動の支援	NPO活動の普及啓発及び人材の養成	女性活躍・県民協働課 関係各課
	NPO活動支援及び協働の推進	女性活躍・県民協働課 関係各課

取組7 根底にある無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消

施策の方向と概要	具体的施策	担当課
(1) 無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消につながる広報・啓発活動の推進		
①あらゆる世代における男女の相互理解を深めるための意識啓発	アンコンシャス・バイアスの解消に向けた啓発活動の実施	女性活躍・県民協働課
	若い世代を対象とした男女共同参画に関する啓発及びライフキャリア教育の実施	女性活躍・県民協働課
	「男女共同参画週間」「人権週間」「国際女性デー」等、多様な機会を通じた広報・啓発	女性活躍・県民協働課 総務課 関係各課
	男性の家事・育児・介護等の家庭生活や地域への参画を推進するための啓発及び好事例の発掘・情報提供の実施	女性活躍・県民協働課 子ども政策課 関係各課
	マスメディア等多様な媒体による広報・啓発活動の実施	女性活躍・県民協働課 関係各課
②行政、企業・団体等への啓発推進	企業等における女性の活躍推進に関する取組事例の収集及び情報提供	女性活躍・県民協働課
	(公財) いしかわ女性基金による広報・啓発事業等の実施	女性活躍・県民協働課
	人権の尊重や男女共同参画に関する研修の充実	女性活躍・県民協働課 人事・組織経営課 関係各課
	企業等における男性の家事・育児・介護等の家庭参画促進に向けた取組の推進	女性活躍・県民協働課 子ども政策課
	セミナー、広報誌による関係制度の周知・啓発	労働企画課
(2) 学校や家庭・地域社会における男女の相互理解を育む学習・教育の推進		
①学校における男女平等教育の推進等	男女共同参画に関するワークショップの開催	女性活躍・県民協働課
	男女のいずれかが少ない分野への進路選択の促進を含む啓発事業の実施	女性活躍・県民協働課
	男女共同参画に関する副読本等による男女平等教育の推進	女性活躍・県民協働課 学校指導課（教育委員会）
	人権尊重の視点に立った男女平等教育の推進	学校指導課（教育委員会）
	教職員の基本研修、専門研修、特別研修などあらゆる研修機会の活用	学校指導課（教育委員会）
	職業ガイダンスや在り方生き方教育の充実	学校指導課（教育委員会）
②家庭・地域社会における男女共同参画学習・教育の推進	男女共同参画学習の機会提供	女性活躍・県民協働課
	(公財) いしかわ女性基金による研修講座事業の実施	女性活躍・県民協働課
	家庭教育テレビ番組等による学習機会の提供	生涯学習課（教育委員会）
	家庭教育電話相談の実施	生涯学習課（教育委員会）
	公民館等の社会教育施設における学習機会の提供	生涯学習課（教育委員会）

取組7 根底にある無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消

施策の方向と概要	具体的施策	担当課
(3) 男女共同参画に関する相談体制及び調査・研究の充実		
①男女共同参画苦情処理制度等の相談体制の充実	男女共同参画苦情処理機関の周知と適切な処理	女性活躍・県民協働課
	関係相談窓口の連携強化	女性活躍・県民協働課 関係各課
②定期的な意識調査・実態調査の実施及び情報収集	男女共同参画に関する県民意識調査の定期的な実施	女性活躍・県民協働課
	県が実施する各種調査における性別データの把握	女性活躍・県民協働課 関係各課
③県民、市町、企業、団体等への情報提供	市町の男女共同参画計画策定及び男女共同参画施策推進のための情報提供	女性活躍・県民協働課

取組8 「世界から見た日本、日本全国から見た石川」という視点の反映

施策の方向と概要	具体的施策	担当課
(1) 「世界から見た日本、日本全国から見た石川」という比較の視点による国際社会や他の自治体の情報収集・提供		
①国際規範・基準の本県への取り入れ	フォーラム等の開催及び広報啓発誌による普及啓発	女性活躍・県民協働課 国際交流課
②国際社会や他の自治体の動向についての情報収集・提供	男女共同参画の国際動向に関する情報収集・提供	女性活躍・県民協働課
	国際情報ライブラリーの管理運営	国際交流課
(2) 世界に開かれた幅広い分野での国際交流・協力の推進		
①友好交流地域等との幅広い国際交流の推進	青少年海外相互交流事業の推進	国際交流課
	ホームステイボランティアを活用した日本語・日本文化研修プログラムの実施	国際交流課
②民間国際交流団体の充実と行政との連携・協働体制づくり	民間国際交流団体相互の連携強化及び活動支援	国際交流課
③グローバル化に対応する人材育成と活用	国際交流ボランティアの活用促進	国際交流課
	グローバル人材育成のための教育の推進	学校指導課（教育委員会）

男女共同参画社会基本法 (平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号
同 十一年十二月二十二日同 第百六十号
令和 七年 六月二十七日同 第 八十号

目 次

前 文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附 則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総 則

（目 的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定 義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(独立行政法人男女共同参画機構の役割)

第十条の二 独立行政法人男女共同参画機構は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者と連携し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進のための中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関す

る施策の大綱

- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（連携及び協働の促進）

- 第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点（次項において「男女共同参画センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。
 - 3 男女共同参画センターとしての機能を担う者は、その業務を行うに当たっては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るため、独立行政法人男女共同参画機構と密接に連携するように努めるものとする。

（人材の確保等）

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

（調査研究）

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組 織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議 長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議 員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）

第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
（以下略）

附 則（令和七年六月二十七日法律第八十号）

（施行期日）

1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）の施行の日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年法律第六十四号)

改正 平成二十九年三月三十一日法律第 十四号
令和元年六月 五日同第 二十四号
同 四年三月三十一日同第 十二号
同 四年 六月十七日同第 六十八号
同 七年 六月十一日同第 六十三号

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
- 第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
- 第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）

附則

第一章 総 則

（目 的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

- 第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項
 - ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
 - 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等 (一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

- 第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

- 第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。
- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
 - 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
 - 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

- 第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。
- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更（前項の内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしたときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用する労働者の男女の賃金の額の差異

二 その雇用する管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合

三 前二号に掲げるもののほか、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

四 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 前項第一号及び第二号に掲げる情報

二 前項第三号に掲げる情報又は同項第四号に掲げる情報の少なくともいずれか一方

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報のうち少なくとも一の情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用する職員の男女の給与の額の差異

二 その任用する管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

三 前二号に掲げるもののほか、その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

四 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二條 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五條 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七條 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二條第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二條第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八條 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑 則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公 表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰 則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事したとき。
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかったとき。
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反したとき。

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らしたとき。

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、令和十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検 討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二九年三月三一日法律第一四号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八條まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三條（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検 討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年三月三十一日法律第一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日
- 二 略
- 三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第三条の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（「第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と）を削る部分を除く。）並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和七年六月一一日法律第六三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条に一項を加える改正規定及び同法第三十八条第一項の改正規定（「及び第二項」を「第二項及び第四項」に改める部分に限る。）、第三条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律附則第二項（見出しを含む。）の改正規定（「令和八年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に改める部分に限る。）並びに第四条中女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二条第一項の改正規定、同法第五条第二項第三号の改正規定及び同法附則第二条第一項の改正規定並びに次条並びに附則第三条、第七条、第八条の二及び第十六条の規定 公布の日
- 二 第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第四条の規定（同号に掲げる改正規定及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条の改正規定を除く。）並びに附則第六条の規定及び附則第十三条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十七条の四の改正規定（「昭和四十一年法律

第百三十二号)」の下に「第二十七条の三第一項、」を加える部分に限る。） 令和八年四月一日

(女性の職業選択に資する情報の公表に関する経過措置)

第六条 第四条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二十条第一項及び第二項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度の翌事業年度において行われる同条第一項及び第二項の規定による情報の公表から適用する。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検 討)

第八条の二 政府は、特定受託事業者（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）第二条第一項に規定する特定受託事業者をいう。以下この条において同じ。）が受けた業務委託（同法第二条第三項に規定する業務委託をいう。）に係る業務において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該業務に関係を有する者の言動であって、当該特定受託事業者に係る特定受託業務従事者（同条第二項に規定する特定受託業務従事者をいう。以下この条において同じ。）が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該特定受託業務従事者の就業環境が害されることのないようにするための施策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

石川県男女共同参画推進条例 (平成十三年十月十二日条例第三十三号)

目次

前文

第一章 総則 (第一条—第七条)

第二章 基本的施策 (第八条—第十七条)

第三章 石川県男女共同参画審議会 (第十八条)

第四章 雑則 (第十九条)

附則

二十一世紀という新たな時代を迎え、私たちが目指す社会は、すべての人々が互いにその人権を尊重し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会である。

石川県では、男女共同参画社会の実現に向け、国際社会や国内の動向と協調しつつ、積極的に取組を進めてきた。

しかしながら、今もなお社会の様々な分野で、社会的文化的に形成された性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行が残されている。

本県は、女性の就業率が高いにもかかわらず、職場においては、依然として男女が平等でない状況が存在し、また、家庭生活や地域社会においても、男女が対等に参画している状況には至っていない。

こうした状況の中で、少子高齢化の進展をはじめとする社会経済情勢の変化に対応し、活気と潤いのある社会を築くためには、男女が、社会の対等な構成員として、互いにその生き方を尊重し、あらゆる分野において共に参画し、共に責任を分かち合うことができる環境づくりが重要である。

ここに、石川県民が力を合わせ、男女共同参画社会の実現に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第一章 総 則

(目 的)

第一条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定 義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女は平等であり性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことがないように配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての責任を果たし、かつ、職場、学校、地域その他の社会における活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる妊娠、出産その他の生殖に関する事項に関し、自らの決定が尊重されること及び健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際社会の動向を勘案して、行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に当たり、国、市町村、県民及び事業者と連携して取り組むものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

3 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第七条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。）、男女間における暴力的行為（身体的又は精神的苦痛を著しく与える行為をいう。）その他の行為により男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

第二章 基本的施策

(男女共同参画計画の策定)

第八条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）第十四条第一項の規定により男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定するに当たっては、あらかじめ、石川県男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、県民及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第九条 県は、広報活動等を通じて、男女共同参画に関する県民及び事業者の理解を深めるとともに、学校教育、社会教育その他の教育及び県民の学習活動において男女共同参画に関する教育及び学習の促進のための適切な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進員の設置)

第十条 県は、県民の協力を得て男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画計画の普及啓発その他の活動を行う男女共同参画推進員を置くものとする。

(調査研究)

第十一条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(報告の徴収等)

第十二条 知事は、男女共同参画の推進に必要なと認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

2 知事は、前項の規定により把握した男女共同参画の状況を取りまとめ、公表することができる。

3 知事は、第一項の報告に基づき、事業者に対し、情報の提供その他の必要な措置を講ずることができる。

(苦情の処理等)

第十三条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者（次項において「県民等」という。）からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するものとする。

- 2 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、前項の機関に申し出ることができる。
- 3 第一項の機関は、前項の規定により苦情の申出があった場合において、必要に応じて、前項の施策を行う県の機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置を講ずるよう助言、指導又は勧告を行うものとする。
- 4 第一項の機関は、第二項の規定により人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

(市町村に対する支援等)

第十四条 県は、市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び県民又は民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、市町村に対し、協力を求めることができる。

(年次報告)

第十五条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施の状況についての報告書を作成し、公表するものとする。

(推進体制の整備)

第十六条 県は、国、市町村、県民及び事業者と連携しつつ、男女共同参画に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第十七条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 石川県男女共同参画審議会

第十八条 男女共同参画計画その他男女共同参画の推進に関する基本的事項について調査審議するため、石川県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、前項の調査審議を行うほか、男女共同参画の推進に関し必要と認める事項について、知事に意見を述べるることができる。
- 3 審議会は、委員二十人以内で組織する。
- 4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 5 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 6 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 委員は、非常勤とする。
- 9 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 10 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 11 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 12 第二項から前項までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第四章 雑 則

(規則への委任)

第十九条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十三条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

石川県男女共同参画審議会小委員会設置要綱

(趣 旨)

第1条 石川県男女共同参画推進条例第18条第12項の規定に基づき、石川県男女共同参画審議会（以下、「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 石川県における男女共同参画計画を変更するに当たり、専門的、集中的に審議するため、審議会の中に次のとおり小委員会を設置する。

小委員会名	審 議 事 項
第一小委員会	あらゆる分野における女性の活躍推進
第二小委員会	安全・安心な暮らしの実現
第三小委員会	男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と体制の充実

(委 員)

第3条 小委員会は、審議会会長が指名する委員をもって構成する。

(委員長)

第4条 小委員会に委員長を置き、委員長は審議会会長が指名する。

2 委員長は、会務を総理し、小委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 小委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(委員長会議)

第6条 審議の状況を確認するため、委員長会議を開くことができる。

2 委員長会議は、審議会会長が招集し、会議の議長となる。

(解 散)

第7条 小委員会は、その目的が達成されたときに解散する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、小委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月17日から施行する。

石川県男女共同参画審議会委員名簿

〔 令和 7 年 7 月 17 日現在
任期：令和 6 年 5 月 1 日～令和 8 年 4 月 30 日
委員 20 名 〕

氏 名	役 職 名	審議会	小委員会		
			第一	第二	第三
石野 正典	石川県商工会連合会事務局長		委員長代理		
久保 拓也	金沢大学人間社会研究域学校教育系准教授			委員長	
越野 慎平	石川県青年団協議会事務局長		○		
坂井 文代	石川県小中学校長会		○		
高橋 健司	(公財) 石川県国際交流協会専務理事			○	
高橋 由来里	日本労働組合総連合会石川県連合会執行委員			○	
高橋 涼子	金沢大学人間社会研究域地域創造学系教授			○	
轟 千栄子	(公社) 石川県医師会副会長			委員長代理	
中村 明子	弁護士	会長代理	委員長		
西田 哲次	石川県商工会議所連合会事務局長				○
能木場由紀子	石川県婦人団体協議会会長		○		
橋本 昌子	(株) スパーテル 代表取締役社長		○		
廣澤 貴子	石川県農業協同組合中央会 JA石川県女性組織協議会会長				○
松崎 充意	(一財) 石川県予防医学協会理事長				○
御前 智子	石川県人権擁護委員連合会 男女共同参画委員会委員		○		
八重澤美知子	金沢大学名誉教授	会長			委員長
矢花 ルミ	石川県PTA連合会副会長				○
山崎 純平	公募委員				委員長代理
山森 英雄	石川県老人福祉施設協議会副会長				○
吉田 桂子	石川県男女平等推進協議会会長			○	

(50 音順 敬称略)

いしかわ男女共同参画プラン 2026 策定の過程

日 程	男女共同参画審議会	小委員会	その他
令和7年1月29日 ～2月17日			県民意識調査 ^(*) の実施
令和7年7月 17 日	令和7年度 第1回 審議会 開催 ・諮問 ・3つの小委員会の設置		
令和7年9月3日、4日		第1回 小委員会 開催 施策の方向、 概要等の審議	
令和7年 11 月4日、5日		第2回 小委員会 開催 素案等の審議	
令和7年 12 月 25 日	令和7年度 第2回 審議会 開催 素案等の審議		
令和8年3月9日 ～3月 30 日			パブリックコメントの募集
令和8年4月 30 日	令和8年度 第1回 審議会 開催 答申案の審議		
令和8年5月			プランの策定

* 「男女共同参画に関する県民意識調査」

調査対象 : 県内に居住する満 18 歳以上の男女 2,500 人

調査方法 : 郵送による配布・回収

調査時期 : 令和 7 年 1 月 29 日～ 2 月 17 日

有効回収数 : 1,102 人 (女性 625 人、男性 464 人、その他 13 人 回収率 44.1%)